



第38回会合における構成員等からの主なご意見

2022年8月23日
事務局

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- 透明性・アカウントビリティの確保に関しては、ヒアリング等で十分尽くし切れないところがあったと思う。今のところ事実上のお願いで進めているところ、対応しにくいというプラットフォーム側の事情もあると思うので、それを踏まえて、「法的枠組みの導入等の可否について速やかに具体化」との記載は誠に適切であると思う。【森構成員】
- 各分野のモニタリング結果に共通しているが、透明性、説明責任確保状況は残念ながら依然十分とは言えないということで、事業者の方々との共通認識を得た上でという記載、また、国内の法的枠組みと行政からの一定の関与という記載はいずれも非常に重要だと思っている。一方で国ごとに少しずつ違うことを要求すると、多国籍企業にとっては対応が非常に大変になり、結果的に適切なレポートがされなくなるという懸念もある。こういったことを鑑みると、より有効なモニタリングという観点からも、事業者の負担を下げるとい観点からも、国際的なレポート基準の設定が必要かもしれないと感じ、これを推進していくという観点もあってもよいのではないかと思う。【崎村構成員】
- 異議申立ての機会の確保に関しても、凍結、削除、異議申立てについて、共通のガイドラインが国際的につくられると、プラットフォームの方々には対応していただきやすくなると思う。この中に、例えば削除処置が行われた理由の開示がされるように持っていくことができたと思う。というのは、ツイッター等を見ていると削除の理由がよく分からず、抗議ができないというような発言が多々見られるので、国際的に共同して進めていくことができたらいと思う。国際的に対話するだけでなく、国際基準・規格の形に明文化することが有用であろうかと思う。【崎村構成員】
- 利用者情報を使ったターゲティング、あるいは、それを考えた上でのアカウント乗っ取りからのユーザーの関係性を使った個別の情報発信が観測されるようになってきている。昨今のウクライナ情勢を見てもそう。特に対象者周辺へのターゲティングによる差別の醸成も、誹謗中傷やネットいじめに近いと思うが、今後の方向性としては、これらもモニタリング対象にすることを考慮していただきたい。【崎村構成員】

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- 数字だけを見ても評価できず、どのような施策をしたからどういった結果になるのかという評価がなかなか難しいという話があった。その中で、可能な限りリスクベースあるいはアウトカムベースで考えていきたいと思いますと何度も出てきたが、このモニタリングにおいても、特に各プラットフォームが実際に行っていること、施策が一体何をリスクとして考えているのか、それからアウトカムとしてどうあるべきと考えているのかを今後のモニタリングの中にぜひ入れていただきたいと思います。こういったことを説明していただくことで、モニタリングの結果との関係性が明確になり、それによって具体的に施策をどう打っていけばよいのかといった、有識者会議の方向性も明確になるのではないかと考えている。【寺田構成員】
- 共同規制について今後考えられていくことになっているが、これまでの様々な問題は、既存のメディア、テレビ、新聞等が長い年月をかけてクリアしてきた問題も多々あるかと思うので、産学官民で連携していく中では、どうしてもプラットフォーム、オンラインばかりに目が行ってしまっていたが、既存のメディアにも参加していただいて、知見やノウハウを提供していただきたいと思う。【寺田構成員】
- これから様々な制度を含めた枠組みを考えていく中で、当然有害・偽情報にも様々なあり、違法情報にも様々なあり。透明性・アカウントビリティ、果たしてどのようなスコープとして設定していくかは、詰めとして重要である。【生貝構成員】

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- 79ページの相談体制について、利用者にしてみると、誹謗中傷を受けたり、偽情報に遭ったとき、どうしたらいいのかが、ハードルが高いと思う。相談体制をどうやって利用者に知らせていくか、たらい回しにならないように、相談を受けても、ここではできないけれども、ほかのところと連携して紹介いただいたり、例えばカウンセリングと法律相談が一緒になるような相談体制等、今後検討していく必要があると思い、今後、事業者団体等様々なところの課題だと思っている。【木村構成員】
- 86ページのファクトチェックについて、まだ日本ではファクトチェックはあまり機能していないということで、利用者から見ると、本当にこの情報は正しいのだろうか、間違っているのだろうかというのは、本当に区別がつかないことが多い。意図しなくても間違った情報を利用者が流して加害者になってしまうこともありがちだし、これだけデジタル化が進むと、今後そういうことも増えてくると思う。そのため、ファクトチェックがますます機能できるように推進するのが重要と感じる。【木村構成員】
- デジタル・シティズンシップについて触れているが、最終的には利用者が賢く選択が行えるようにすることが透明性確保として非常に重要だと思っている。その際に、実際にどのような施策を行っているのかに視点がいてしまい、一歩間違えると、どの事業者に対しても同じような規制がかかり、メディアやプラットフォームが同じようなものになってしまう危険性が逆に出てくる可能性があると思っている。そういったことに陥らないようにするために、プラットフォームやメディアが、自らのフィロソフィーをちゃんと明示していただけるような方向性も今後検討していく必要があると思う。そういったフィロソフィーを明示していただくことで、利用者が賢い選択を行えるようにしていくということが重要だと思う。【寺田構成員】
- 事業者に対する透明性・アカウントビリティを中心にしっかりとまとめられているという点はそのとおりだと思うが、最終的に情報を見るのは利用者だということで、利用者が受け取ったデータ、見たデータを利用者自らが何らかの形で検証できるような仕掛けも、もう少し充実させていくのは今後の取組としてはあってもいいと思う。これはもちろん事業者と利用者との関係性において利用者が自らこのデータはどうだろうというときに、何らかの形で問いかけられるような仕組みを事業者、利用者、さらには政府、これら全体で大きなアーキテクチャとしてどのように考えていくのかが、今後さらに重要になると考える。【手塚構成員】

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- 今回ではなく次年度以降かもしれないが、今は誹謗中傷、偽情報と情報の性質で区切っている面があるが、透明性確保という点から考えると、情報の性質で区切るより、むしろプラットフォームの作用で区切る、具体的にはプラットフォームによるコンテンツモデレーション、情報の削除やアカウント停止の透明性・アカウントビリティの確保、一方で、プラットフォームによるレコメンデーション、コンテンツや広告に関するレコメンデーションについての透明性の確保というように、第1にコンテンツモデレーションについての透明性・アカウントビリティ、第2にレコメンデーションについての透明性・アカウントビリティ、大きく2つの透明性・アカウントビリティがあると分類していくと、整理しやすくなっていくのではないかと思う。【森構成員】
- レコメンデーションとしてアルゴリズムの論点を、今後の対話も含めて、しっかりフォーカスを当てて考えていくことは非常に重要だと思う。【生貝構成員】
- 今回非常に興味深く拝見した試みの一つが、有識者のヒアリングに加えてアンケートの実施だった。特に個別のSNSサービスの安全・安心機能の周知指導、あるいは問題があったときの対応などについて、個別のSNSで相当差が生じていたが、利用者の受け止め方が調査結果として上がってきて、これは今後のリテラシー向上策を立案する上でのインプットとしても貴重だし、また官民が連携してコンテンツモデレーションの効果の検証にもつながるような、基本的な充実したデータになったと思っている。母数がそれぞれ2,000人で、決して多くはなかったが、今後とも定点観測として計測し、エビデンスベースでのポリシーメイキングの一つの素材として、こういった取組の継続もぜひうたっていければと思う。【大谷構成員】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 論点1「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない」について、WGにおいて、ウェブサイトによっては外部送信してもユーザーの利益を害する程度がそれほど大きくないということは、なかなかウェブサイトとかアプリで区別のできることはないのではないか、という御意見もあった。それは今回の省令事項の対象ではないが、今後の議論としてそういう観点も必要であると思う。アクセス数が少なくても、特徴的なウェブサイトであれば、その閲覧履歴はその人の特徴を物語る、顕著な特徴を物語るものになるので、そういう意味で限定自体が難しいということはあるであろうと私も思っている。【森構成員】
- モニタリングの検討継続とあるが、モニタリングの項目の中に、今後、事業目的の倫理的正当性の検討、例えば情報を取り扱う倫理規程の制定をしているか、あるいはデータ倫理審査会を設けているかもモニタリング項目に追加することを今後の方向性として考えていただきたい。同意をベースにとっても、多くの人は、長く複雑な文章をきちんと読めないことが分かっているので、最低限、同意に基づくにしても、まずは倫理的正当性のあるもので区切って、その中での同意等の形にしていく必要があると思う。【崎村構成員】
- データポータビリティの推進は、データ経済の中の推進という観点で非常に重要だと思っているが、150ページの表では、日本の事業者さんの多くは、実はまだ非対応であるということがあり、これをより実効的、実体的にしていくための施策について今後検討していく必要があると思う。【崎村構成員】
- タグなどを使った外部送信の話は、今回非常に大きな課題でもあり、また今回の成果でもあるが、何を何のためにトラッキングするものなのかということが、実は重要。今回は広告用などのCookie等のタグが論点になったが、個人がどこに情報を提供したか、同意したかをトラッキングして、それを個人に提供するなど、個人を保護するトラッキング情報送信、個人が、自分が置かれた状況を容易に知り得る状態にして権利行使ができるようにするためのものというもあり得る。トラッキングを精密に書かないでやると、こちら側に対しても作用が生じてしまう。要するに個人を保護するためのトラッキング方向に対して、大きな副作用が生じてしまうということが想定し得る。Third Party Cookieだとあまりそれはなかったりするが、リンクデklarेशन等、様々なところで、これを広告という観点で規制しようという話があり、そうすると、例えば逆方向もできなくなってきたりするので、何の目的のためにやっているのかということを明示して、精密な議論をするようにしていくといいと感じた。【崎村構成員】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 127ページ以降に、ヨーロッパの状況を載せていただいているように、一見GDPRだけだというイメージがあるかもしれないヨーロッパにおいても、eプライバシーはもちろんとして、DSA、DMA、AI規則などをはじめとして、利用者情報に関わる規律は本当に様々な法制のアプローチの組合せでもって実現されていて、また他方で、アメリカの連邦法、州法の様々なセクトラルネットワークを見ても、それはヨーロッパだけの状況ではないのだろうというのは、恐らく共有されていると思う。そういった中で、まさに全体の組合せとしての制度というのを恐らく今後も我々は考えていかないといけない。個人情報保護法と電気通信事業法以外の法制も含めて、関連するところとして、競争、消費者保護、様々なものがある、そういった全体的な制度同士は、しばしばシナジーがあることもあれば、しばしば競合する、あるいは緊張関係にある場合もある。そのような設計をどう行っていくかというのが今後、非常に重要なところであり、我が国の、まさに今回の電気通信事業法改正によって、ここで議題ではない、影響の大きい事業者への対応、そして少なくない事業者個々での対応も含めて、きめ細かな対応ができる枠組みができたのはすごくよいことで、それを検討していく上でも、今後、制度同士の組合せを、より広く、深く考えていく必要があると感じている。【生貝構成員】
- 情報が見えなくて、分からないうちに情報が何となく取られているという、利用者にとっての不安感を本当に払拭してくれるような、そういったものであってほしい。利用者にとって分かりやすく、何に同意したのかということについて、オプトアウトも何にオプトアウトしたのかが具体的に分かって、同意しても、同意した結果どうなのか、オプトアウトした結果どうなのかということも、利用者に分かるようにしていただきたい。【木村構成員】
- 内容はもちろんだが、利用者に分かりやすく表示していただく場合には、文字の大きさ、配色、色もきちんと利用者が分かりやすいように配慮していただきたい。【木村構成員】
- 要配慮個人情報との関わりだけではなく、将来的な課題としては、バーチャルスラム等の問題などを考えても、通常の個人情報、一般的な個人情報の取扱いも含めて、プロファイリングのリスクといった問題に、より慎重に対応するため、実態を把握して、それに基づく新たな施策が求められていると考えている。【大谷構成員】